都市計画 松崎・上岩田地区地区計画を次のように決定する。

| #近外下四日 10 0 日では高いたり、大き自動を連進的セインターチェンプに出始した文章が保証に関いて始に言から、日本日に至いていまた。「日本日の中のでは、日本日のでは | | 名 称 位 置 | | 松崎・上岩田地区地区計画 小郡市井上、上岩田、松崎の一部 | | | | |
|--|---|-----------------------|-------------|--|--------|--|-------------------|--|
| *** 本語では、小部市産部の内で住宅の呼ば即からも、12・12年 20 日、12 日本の中では、12 日本 | | | | | | | | |
| # 28 年 日 18 1 0 の 中が水心に走り、大か自動地運動やのインターをレンプに止動した支援作品が、では私が中部・10 15 0 の 3 0 2 日 12 元 2 大き 2 1 元 | | 面 看 | 責 | | 約64ha | | | |
| | 地区 | 区計画の目標 | | さらに、本地区は平成4年に福岡県から大規模既存集落の指定を受けたことにより、他の市街化調整区域と違い、区域区分以前からの住民の、自己用住宅、分家住宅、小規模工場等の建築が可能となっている。また、本地区内の松崎地区は、江戸時代の薩摩街道の宿場町として発展を遂げ、街道及び桜馬場沿いは、歴史的な街並みを構成する建築物が遺存する歴史的景観に優れた地区でもある。しかし、昭和60年の人口1,671人をピークに、平成29年には人口が1,110人まで減少し、高齢化率も40%を超えている。また、国道500号沿線は、5つの病院や診療所が立地しており、医療施設は充実しているものの、過去に50以上の立地が見られた店舗や飲食店は、現在、数店を残すのみであり、日常生活に支障が及んでいる。そこで、小郡市都市計画マスタープランでは、「大規模既存集落に指定されている松崎・上岩田地区は、地区計画制度を活用し、住環境の整備を誘導します」と位置付けている。このことを踏まえて、地区計画を策定し、甘木鉄道松崎駅周辺及び国道500号沿線は、周辺住民の生活利便施設の誘導を図るとともに、旧薩摩街道及び桜馬場の沿 | | | | |
| 要権の対し、 | 域の整備・ | 或 土地利用の を 方針 | | 【A地区(国道500号沿道エリア)】 住宅や福祉施設のほか、一定程度の店舗・飲食店等の利便施設及び事務所・自動車修理工場等を誘導する地区とする。 【B地区(松崎駅周辺エリア)】 住宅や福祉施設のほか、一定程度の店舗・飲食店等の利便施設及び事務所・原動機を使用する工場等を誘導する地区とする。 【C地区(住宅地エリア)】 周辺環境と調和をしたゆとりある戸建住宅等を誘導する地区とする。 | | | | |
| 接触の割込、高さ、意思、壁面の位置等を制限することにより、かとりみる度と理点の形式が保全を図る。 | 方発 | 地区施設の 整備方針 | | | | 侠隘道路については、『小郡市におけ | る農地転用および建築行為に係る後退 | |
| (報告の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | び保全 | 注 注 建築物等の 整備方針 | | 敷地の細分化とそれに伴う建築物の建てづまりを防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。特にD地区については、小郡市景観計画の景観形成重点地 | | | | |
| 型点 | | 区 | | | | | | |
| | | 区 | | 約12.8ha | 約2.6ha | 約30.2ha | 約 I 8. 4 ha | |
| ・ | | | | 地区施設の名称、規模、備考 | | | | |
| 住宅 住宅 住宅 住宅 住宅 住宅 住宅 住宅 | | 公施 | · 緑 地 | 幅員4m 道路延長 道路①35m、道路②94m、道路③83m、道路④ m、道路⑤226m、道路⑥ 63m、道路⑦ 43m、道路⑧76m、道路⑨44m、道路⑩94m、道路⑪259m、道路⑫99m、道路⑬ 00m、道路⑮ 3m、道路⑰ 5 m、道路⑱ 66m、道路⑪420m、道路⑩94m、道路②97m、道路② 64m、道路③74m、道路③94m、道路②976m、道路②222m、道路③39m、道路⑨ 5 m、道路③ 88m、道路③ 23m、道路③ 29m、道路③ 8 m、道路④ 83m、道路⑥ 02m、道路③ 57m、道路③ 67m、道路⑧ 00m | | | | |
| 第130条の5第4号、第5号で定めるも | 各地区に建築できる建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。 住宅 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類 する用途を兼ねるもののうち後等 30条の3で定めるもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類 する用途を兼ねるもののうちを第130条の3で 3 無なもののうちを第130条の3で 3 に続き兼ねるもののうち令第130条の3で 3 に変わもの 3 非別住宅 (都市計画法 (昭和43年法律 3 ま 3 を 3 を 4 ま 4 を 4 を 3 を 4 を | | | | 2 ら、 | マラス (1) では、 1) では、 1) では、 1) では、 1) では、 1) では、 2) では、 2) では、 2) では、 3) では、 3) では、 3) では、 3) では、 4) では、 3) では、 4) では、 5) では、 4) では、 5) では、 5) では、 5) では、 6) では、 7) | | |
| | | | | | 200% | l | 1 | |

| | 建蔽率の | | | | | | |
|----|--|---|------|--|--|--|--|
| | 最高限度 | 60% | | | | | |
| | 建築物の 高さの 最高限度 | | l 2m | | | | |
| | 建築物の 敷地面積の 最低限度 | 250 m² | | | | | |
| | 壁面位置の 制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離はIm以上とする | _ | | | | |
| | 壁面後退区 域におけ等の 工作物等の 設置の制限 | 1 垣路交通標識寺公益上必要なもの 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン | | | | | |
| | 建築物等の 形態及び 意匠の制限 | 建築物及び屋外広告物等の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境と調和したものとする。 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、外壁の色彩は彩度 4.0以下とし、屋根の色彩は有彩色の場合彩度 4.0以下、明度 7.5以下、無彩色の場合明度 4.0以下とする。ただし、自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用されている場合はこの限りではない。 屋外広告物は自己の用に供するもの以外は掲出しないこと。なお、自己の用に供するものは次の各号に掲げるものとする。 (1)屋上利用広告物は設置又は表示しないこと。 なお、自己の用に供するものは次の各号に掲げるものとする。 (2)一敷地における床面積 500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は 50㎡以下とし、床面積 500㎡以上 3,000㎡未満の建築物については、00㎡以下とする。 (3)壁面利用広告物は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の 1/5以下かつ 50㎡以下とし、表示面積の 1/3を超えて彩度 6 (青系は彩度 4)を超える色彩を使用する場合は 1/5以下かつ 25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が 500㎡を超えるものについては、垂直投影面積の 1/10以下とし、彩度 6 (青系は彩度 4)を超える色彩を使用する場合は表示面積の 1/3以下とする。 (4)地上に設置する広告物は、高さ 10m以下(広告板は 5m以下とする。)、表示面積は 1面 10㎡以下とする。ただし、表示面積の 1/3を超えて、彩度 6を超える色彩 (青系は彩度 4)を使用する場合は 5㎡以下とする。 (5)地色については、周辺環境や建築物等と類似と調和するものとする。 (6)電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこととする。 (7)屋根のみの建築物 (キャノピー等)において、表示面積が 5㎡以内のものについては上記(3)の限りでない。 | | | | | |
| | 垣又は柵の 構造の制限 | 1道数に向する位义は悪の接続は、先位义は後辺は思たフェンノギタする。ただし、国初長後に耐傷する医学展業は優く | | | | | |
| | 地の利用に 関する事項 | 延べ床面積が500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して3%以上の緑地化をすること。 | | | | | |
| 備考 | 建築物等の用途の制限における「都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可」は、本地区計画が都市計画決定する日付以前のものに限る。 また、当該許可を受けた共同住宅は、新築のほか、改築、増築を認めるものとするが、改築及び増築の規模は、地区計画決定日以降に新築された建築物の床面積の1.2倍を限度と する。 | | | | | | |

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

理由書

本地区は、小郡市東部の市街化区域の縁辺部から約1.2km離れた市街化調整区域に位置し、甘木鉄道松崎駅を中心に既存集落が広がったエリアである。また、既存集落内を国道500号が東西に走り、大分自動車道筑後小郡インターチェンジにも近接した交通利便性に優れた地区である。

さらに、本地区は平成4年に福岡県から大規模既存集落の指定を受けたことにより、他の市街化調整区域と違い、区域区分以前からの住民の、自己用住宅、分家住宅、小規模工場等の建築が可能となっている。また、本地区内の松崎地区は、江戸時代の薩摩街道の宿場町として発展を遂げ、街道及び桜馬場沿いは、歴史的な街並みを構成する建築物が遺存する歴史的景観に優れた地区でもある。

しかし、昭和60年の人口1,671人をピークに、平成29年には人口が1,110人まで減少し、高齢化率も40%を超えている。また、国道500号沿線は、5つの病院や診療所が立地しており、医療施設は充実しているものの、過去に50以上の立地が見られた店舗や飲食店は、現在、数店を残すのみであり、日常生活に支障が及んでいる。

そこで、小郡市都市計画マスタープランでは、「大規模既存集落に指定されている松崎・上岩田地区は、地区計画制度を活用し、住環境の整備を誘導します」と位置付けている。

このことを踏まえて、甘木鉄道松崎駅周辺及び国道500号沿線は、周辺住民の生活利便施設の誘導を図るとともに、旧薩摩街道及び桜馬場の沿道は、まちなみの歴史的景観の保全を推進しつつ、集落コミュニティの維持・活性化を図ることにより、自然環境と調和したゆとりある住宅地域を形成するために、地区計画の決定を行う。